



# 宮 崎 県 公 報

平成19年 1月25日（木曜日） 号外 第9号

発行・印刷 宮 崎 県  
宮崎市橋通東 2丁目10番 1号

発行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料（送料共） 1年 36,000円

## 目 次

頁

### 告 示

○家畜伝染病発生の届出 ----- (畜産課) 1 ○家畜伝染病の家畜等の移動の制限 ----- (畜産課) 1

## 告 示

### 宮崎県告示第70号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第13条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成19年 1月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	羽数	発生場所(区域)	発生年月日
高病原性鳥インフルエンザ	鶏	患畜	1	日向市東郷町	平成19年1月25日

### 宮崎県告示第71号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法施行細則（昭和26年宮崎県規則第54号）第 4 条の規定により、次のとおり家畜及び物品の移動を当分の間制限する。

平成19年 1月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 移動を制限する家畜の種類  
鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにそれらの死体
- 移動を制限する物品  
病原体をひろげるおそれのある物品
- 移動を制限する区域  
日向市東郷町山陰丁羽坂の一部（樋田）、山陰茂仲深の一部（卸児、笹木野、赤松、桑水流、前田、荒谷、上ノ原、仲瀬、久居原、萩ノ小原、野々崎、老ノ股、轟、西ノ内及び黒山谷）、山陰己田野の一部（庵登、椎谷、稲葉野、坂下、龍野、沖田、井川ノ元、蕨野及び幸崎）、坪谷及び下三ヶ、美郷町南郷区水清谷、神門の一部（小路、落原、井手ノ内、石田、小路前田、長堀、黒草、無田、天神田、北又江ノ原、子安野、古畑、南又江ノ原、伊久良ヶ原、上飯屋、飯屋小田ノ原、下飯屋、竹原田、鷲ノ巣、山草、杭谷、萩藪、田爪、米上、黒岩、山麦、新右衛門田、上名木、下名木、内竹、五味、渡場瀬、向山、石越、猪ノ越、仁久川、弓場ノ原、山口、小堀、尾柳、桂、嶋戸原、竹ノ原、片地、奥内尾園、北村、黒瀧、椿八重谷、田ノ原及び垣蔵）、鬼神野の一部（古川、小田、折立、折立上原、尾迎下原、尾迎、奥野、柳野、茶屋の元、

熊路、井手ノ内、床並（国道 388号の東側に係る区域に限る。）、小村、川原、挾間、楸、小豆野、川上迫、狩田原、倉の平、入田藤ノ木、入田及び入田北原）、上渡川の一部（カラメ、備中谷、尾鹿倉、落ヶ谷、吐、浜砂瀬、下古園、上古園及び荒木谷）及び中渡川並びに西郷区田代の一部（石ノ元、岑ノ前、見世田ヶ原、里道、下リ谷、中須、寺ノ前、松ノ尾、今別府、松ノ元、堀ノ園、鳥ノ氏、向内野々、内野々、高野ノ谷、風穴、甚五田、論田、添石、柳ノ丸、古城、下城、年ノ神、羽根田、芝原、川口之前、鳥越、川頭、谷内、稲荷ノ上、坊ノ平、千本、牛ノ平、崩ノ内、柳藪、崩ノ川原、楠原、小原、田中、田中ノ前、木ノ下、上平野、伊佐賀、平田、大高江、小高江、下ノ原、神門原、笛ノ澤、芭蕉ヶ谷、吐、梶原中尾、園、久保園、丹波、戸ノ口、和田ノ原、川原田、田ノ内、下藤木、上藤木、幸地、スズレ、牛繫、平木、戸屋、登リ尾、灰木、市ヶ倉、宇津神、ソクウ、アマリ、トガリ瀧、古田、塚木、馬生手、中ノ谷、竹ノフトコロ、落シ、築地元、中ノ谷、小伏木、亀淵、横八、城内、矢倉ノ下、赤松ノ吐、尾崎、三森、黒土田、ソベ石、野田、中ノ原、越ノ後、上ノ原、桑野々、越、菅ノ久保、田成、水ノ元、下鶴、中仁田、石ノ元、コヤシ、水ヶ谷、上見ノ原、上之前田、下之前田、下村、藪之瀬、火ノ元、外園、谷川、畑中、モロソウ田、構ノ谷、ハンシヨウ切、上之小川、下之小川、弓場之元、小川田ノ平、小川田、小谷、ウトノ迫、後内、上之原、小川内、椎久保、楨谷、桑木、ヒワ松、柿木原、水ヶ迫、尾迫ノ尻、下モサエ、上サエ、中ノ内、ワルカレ、モチノ木、大岩本、古田ノ元、賀田、境ノ谷、称連ノ木、長崩、竹ノ平、谷内、日平、から谷、丸楨、六字、櫻原、瀧ノ内、土々呂頭、楨ノ鶴、日陰谷、尾澤、桑舟谷、弥太郎屋敷、毛上ヶ谷、中峯地、構谷、下峯地、園ノ平、田ノ原、仮迫、中山谷、立野々原、漆ノ越、澤水、山ノ口、山ノ川内、赤木、トヲベタ、ビハノ首、柳ノ谷、笹ノ崎、ヒシリ瀧、小川ノ吐、岩下、嶋尻、扇山、西ノ八峽、元越及び小原）及び小原の一部（日の陰、小豆野及びすだの尾）、都農町大字川北の一部の国有林（川北尾鈴1019林班、川北尾鈴1025林班、川北尾鈴1026林班、川北尾鈴1027林班、川北尾鈴1028林班、川北尾鈴1029林班、川北尾鈴1030林班、川北尾鈴1031林班、川北尾鈴1032林班、川北尾鈴1033林班、川北尾鈴1034林班、川北尾鈴1035林班、川北尾鈴1036林班、川北尾鈴1037林班及び川北尾鈴1038林班）、木城町大字中之又の一部（板屋、中野、菟木、屋敷原、弓木、塊所及び松尾）及び大字石河内の一部（矢櫃、川口、中別府、鶴懐、鹿遊、大瀬内、長越、鶴田及び春山）並びに西都市大字尾八重の一部（梅木及び柏葉）